

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結した箕面市立障害者自立支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者に関する協定書の業務内容を定める箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書について、次のとおり変更協定を締結する。

箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書1. 業務の細目等
(1) ①中「実施場所は、」の次に「箕面市立あかつき園及び」を加え、②中「60人」を「70人」に改め、同項(2)を削り、同項(3)①中「箕面市立あかつき園」の次に「及び箕面市立ワークセンターささゆり」を加え、同項(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書2. 人員体制①中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」を「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」に改める。

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田哲郎



乙 箕面市瀬川三丁目3番21号
社会福祉法人あかつき福祉会
理事長 永田吉治